



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社インテージホールディングス
代表者名 代表取締役社長 宮首 賢治
(コード番号 4326 東証第一部)
問合せ先 執行役員社長室長 池谷 憲司
電話番号 03 - 5294 - 7411 (代表)

「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い改定するものであります。

記

内部統制システムに関する基本方針

1. 業務運営の基本方針

株式会社インテージホールディングス(以下「当社」という)では、以下の「THE INTAGE WAY」を経営の拠り所としています。

THE INTAGE WAY

インテージグループの存在意義：地球社会の明日を拓く「知」の創造

インテージグループのビジョン：私たちは、グループ各社が保有する情報やシステムについての専門性を背景に、お客様のビジネスの成功に貢献することによって、その先の人々の暮らしを豊かにし、地球社会の持続可能な発展に寄与します。

基本となる価値観：「まともな企業」であり続けること

- お客様の満足と競争優位を確立することができる専門性こそ、私たちの成長の原動力です。そのためにひたすら、個人と組織のパフォーマンスの向上に努めます。
- 情報とシステムの環境変化に対応して、新しい情報価値の創造のために絶えざる革新を行います。

- 私たちのサービスへのお客様の信頼の基礎は、データ品質にあります。常にデータ品質の向上に努め、データの説明責任を果たします。
- 積極的な情報共有と公平な処遇によって、透明性のある経営を実現します。
- 企業は社会的存在であることを認識し、あらゆるステークホルダーの満足と社会の公正な発展のために貢献し続けます。

行動原則：プロフェッショナルとしての自立

- お客様の課題解決のために、ひたむきに努力し、責務を全うします。
- 多様な価値観と個性を尊重し、自由闊達な組織風土を醸成することによって、想像力と創造力を高めます。
- お客様の期待と組織の目標を理解することによって、セルフマネジメントを確立し、自立した個人として組織の発展に貢献します。
- お客様のビジネスの現場と生活者視点が「知」の創造の原点です。私たちはこれらの現場を起点に、情報の価値を創造します。
- グローバルに学びつつ、ローカルへの「棲みこみ」によって、インサイトを探求し、事業の国際化を推進します。

また、当社では「THE INTAGE WAY」の土台とも言うべきものとして、法令や良識に従い事業を進めるといふ当社グループの姿勢を広く社会に宣言するものとして、以下の「インテージグループ企業倫理憲章」を定めています。

インテージグループ企業倫理憲章

- 私たちは、法令の遵守はもとより高い倫理観をもって自らを律し、良識ある行動をします。
- 私たちは、お客さまの事業を総合的に支援し、事業の成功に貢献することによってその先の生活者を豊かにし、社会の公正な発展に寄与することを企業理念として行動します。
- 私たちは、ステークホルダーズに適時適切に情報を開示し、信頼され満足していただけるよう誠実に事業活動を行います。
- 私たちは、事業活動において公正で自由な競争を行います。
- 私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは組織として対決します。
- 私たちは、情報セキュリティ体制の確立を通して個人のプライバシーを保護し、お取引先との守秘義務を遵守します。
- 私たちは、価値ある情報を創造するとともに知的財産権を尊重します。
- 私たちは、常に地球環境に配慮して事業活動を行います。
- 私たちは、各国の文化や習慣を尊重して事業活動を行います。
- 私たちは、公正な評価・処遇を行い、一人ひとりの能力・意欲が発揮される風土づくりを進めます。

- 経営者は、社内外の声を常時把握し、本憲章に反するような事態が発生した時は自ら問題解決にあたり再発防止に努めます。

更に、上記「インテージグループ企業倫理憲章」に基づき、当社グループの取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、従業員、派遣社員等又はこれらに準ずる者（以下これらを総称する場合は「勤務者」という）が日常業務を遂行するにあたっての基本的考え方と行動のあり方を「インテージグループ社員行動規範」として定め、勤務者一人ひとりの行動が、当社への信頼を確実にしていくものであることを認識し、この基準を遵守します。また、勤務者の公正な業務執行を確保するため、「コンプライアンス推進規程」の施行等、コンプライアンス体制の整備に努めます。

当社グループの事業或いはビジネスモデルの特性上、事業を行う上で個人情報の取り扱いは重要な課題であり、個人情報保護管理者の任命、「個人情報保護規程」の整備等、個人情報保護の体制を構築し、実践します。

健全で持続的な発展をするために内部統制システムを整備し、運用することが、従来にも増して経営上の重要な課題と考え、会社法第 362 条第 4 項第 6 号並びに会社法施行規則第 100 条第 1 項及び同規則同条第 3 項、並びに金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 の規定に従い、「内部統制システムに関する基本方針」を定めます。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、法令や良識に従い事業を進めるという「インテージグループ企業倫理憲章」の主旨に則り、勤務者のコンプライアンス意識の維持・向上を図るため、企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行います。
- (2) 取締役会は、法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、内部統制推進委員会を設置して内部統制システムが有効に機能する仕組みの構築を推進し、内部統制部門等からは定期的に整備方針・計画の進捗及び実行状況を報告させます。
- (3) 取締役は、当社グループの事業に適用される法令等を識別し、その法的要求事項を関連部署・各グループ会社に周知徹底することにより、当社グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解決に努めます。
- (4) 当社グループは、勤務者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部統制推進委員会を通じて「THE INTAGE WAY」、「インテージグループ企業倫理憲章」、「インテージグループ社員行動規範」等の実践的運用と徹底を実行します。
- (5) 当社グループは、コンプライアンスに関する規程を整備し、社内の電子掲示板への掲示によって勤務者が常時閲覧可能な状態にしております。また、「インテージグループ企業倫理憲章」、「インテージグループ社員行動規範」及びコンプライアンス関連規程の遵守事項を周知徹底するために、e-ラーニング等によるコンプライアンス研修を定期的実施しております。内部統制推進委員会は、継続して各種活動を通じてコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- (6) 当社グループの勤務者は、グループ各社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、直ちに上司若しくは危機対策委員会委員長、監査役会に報告

するものとし、

- (7) 当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、勤務者が直接通報を行う手段を確保するものとし、その手段の一つとして当社顧問法律事務所を窓口とした「コンプライアンス専用ホットライン」を設置しています。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に対して不利益な取扱いがないことを確保します。
- (8) 当社グループは、反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、警察等の外部専門機関と緊密に連携をもちながら対応します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 内部統制推進委員会はリスク管理の全体を統括します。
- (2) 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関する規程を整備します。また、リスク管理の実効性を高めるために、マネジメントシステム委員会を通して事業部門への浸透を図ります。
- (3) 当社グループは平時においては、各部門・各グループ会社において、その有するリスクの洗い出しを行い、リスクの軽減等に取り組むとともに、未然防止に努めます。
- (4) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生する恐れが生じた場合は、危機対策委員会が有事の対応を迅速に行い、再発防止策を講ずることとします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行います。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会規則に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適時に開催します。また、経営方針と諸施策、事業運営にあたっての諸事項に関する報告・審議・決定の機関として、常勤取締役、常勤監査役及びグループ会社社長が出席するグループ経営会議を毎月1回開催します。なお、取締役会の機能を支援し、諸事項に関する報告、審議を行い、経営効率を向上させるため、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員が出席する経営連絡会を隔週で開催します。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会、グループ経営会議及び経営連絡会その他の重要な会議の意思決定に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）、取締役が決裁するその他の重要な文書を法令・社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理を行います。
- (2) 上記(1)に定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じ関係者が閲覧できる体制を整備します。
- (3) 情報管理については、情報セキュリティに関する規程及びガイドライン、個人情報保護に関する基本方針及び規程に基づき管理します。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社運営規程その他関連規程に基づき、グループ経営会議等を通じてグループ各社から職務執行及び事業状況を報告させ、グループ経営の一層の推進を図り、イメージブランドの維持・向上に努めます。
- (2) グループ会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることを確保します。
- (3) 上記2項から5項までの記載事項すべてについて、コンプライアンス及びリスク管理等内部統制の全般を統括・推進する内部統制推進委員会がグループ各社の委員との緊密な連携のもと、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用します。
- (4) 内部監査部門は、当社及びグループ各社に対して業務全般に関する監査を実施し、当社及びグループ各社の内部統制システムの整備・運用状況を確認します。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役スタッフ」という）を配置します。
- (2) 監査役スタッフは、直接監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けないものとします。
- (3) 監査役スタッフの人数、人事（任命、人事異動等）については、監査役と人事担当取締役が協議の上決定します。
- (4) 監査役スタッフが監査役に同行して、取締役会のほか、グループ経営会議、経営連絡会、内部統制推進委員会、危機対策委員会、マネジメントシステム委員会などの重要な会議に出席する機会を確保します。
- (5) 監査役スタッフが監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換する場を設けます。

8. 当社及びその子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社及びグループ各社の勤務者は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項、その他内部統制上問題のある事項が発生した場合は、速やかに監査役へ報告します。
- (2) 勤務者が監査役への報告又は「コンプライアンス専用ホットライン」への通報により、人事評価において不利な取扱いがないことを確保します。
- (3) 取締役会は、「コンプライアンス専用ホットライン」への通報の状況及び内容について定期的に報告を受け、「コンプライアンス専用ホットライン」の運用状況を把握します。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、グループ経営会議、経営連絡会、内部統制推進委員会、危機対策委員会、マネジメントシステム委員会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて勤務者にその説明を求めることとします。
- (2) 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と勤務者との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるように協力します。
- (3) 監査役は、その職務の遂行にあたり、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図ります。
- (4) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができるものとします。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制推進委員会を設置し、内部統制の有効性を判断し、内部統制報告書を作成するとともに、内部統制が適正に機能することの継続的評価、必要な是正を行い、併せて金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。

以上